



令和6年8月5日
社会福祉法人佐賀県共同募金会 担当 馬場
佐賀市天神一丁目4番15号 TEL 0952-23-4996
E-mail akaihane-saga@crocus.ocn.ne.jp

令和6年7月大雨災害義援金の受付開始について

令和6年7月24日から大雨により、東北地方において洪水や河川氾濫等による人的及び家屋への甚大な被害が発生し、秋田県・山形県の市町村に災害救助法が適用されました。

この災害により被災された方々を支援することを目的に中央共同募金会において義援金の募集を開始されたことに伴い、佐賀県共同募金会（会長：陣内芳博）においても同義援金の受付を開始しますのでお知らせいたします。

記

1. 義援金名称

令和6年7月大雨災害義援金

2. 受付期間

令和6年8月5日（月）から令和6年12月27日（金）まで

3. 義援金の受付方法について

(1) 直接、義援金を持参される場合

佐賀県共同募金会事務局（佐賀市天神一丁目4番15号 県社会福祉会館内）のほか、市町支会（市町社会福祉協議会）20か所で受け付けます。

(2) 金融機関で送金される場合

下記の本会指定口座に送金してください。

金融機関	支店名	口座番号	加入者・名義
佐賀銀行	県庁支店	(普) 3066603	社会福祉法人 佐賀県共同募金会

佐賀銀行の本店・支店すべての窓口に設置される専用振込票を使用し、佐賀銀行窓口から送金する場合は手数料が無料になります。

4. 義援金の送金について

本会にお寄せいただいた義援金は全額を中央共同募金会あてに送金し、被災地の共同募金会へ按分されます。

5. 義援金の配分について

義援金は、被災地の共同募金会や日本赤十字社、行政等を通じて被災者世帯に配分されます。

6. 義援金の税制上の優遇措置について

この義援金は、税制上の優遇措置を受けることができます。

希望される場合は、中央共同募金会で発行する領収書が必要となりますので、本会または市町支会（社会福祉協議会）までご相談ください。

（問い合わせ先）社会福祉法人佐賀県共同募金会

〒840-0815 佐賀市天神一丁目4番15号 / TEL 0952-23-4996